

新型コロナウイルス感染症対策

5月8日開催

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第16回) 開催結果



4/22 特別定額給付金等推進室設置



4/30 第14回対策本部会議

令和2年5月8日

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第16回）

令和2年5月8日（金）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- （1）国の緊急事態宣言の延長に伴う三重県の対応について報告（危機管理部）
- （2）その他

2 協議事項

- （1）特別定額給付金申請書発送開始日及び振込開始日について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- （2）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制拡充について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- （3）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口の設置について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- （4）市休止施設の再開に関する基本的な対応方針について協議（税務・財産管理担当）

3 報告事項

- （1）「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」の申出について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- （2）ゴールデンウィーク期間中の事業者向け相談窓口の対応結果について報告（商工観光部）
- （3）同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について報告（危機管理部）
- （4）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第16回）

提案事項

2 協議事項

- (1) 特別定額給付金申請書発送開始日及び振込開始日について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金のマイナポータルからのオンライン申請に関しては、本市におきましては、5月1日（金）から申請受付を開始していますが、5月7日（木）16時までの申請件数は、1,224件でした。

このオンライン申請は、市が給付金の基準日である4月27日のデータに基づいて作成する郵送による申請書とは異なり、すべての項目を申請者ご自身にご入力いただいているため、市において入力項目すべてのチェックを行う必要があります。入力に誤りがなかった申請については、郵送申請と同様に「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」等の事務処理を行ったうえで、振込作業を進めますが、市民課職員21名の応援により、オンライン申請分のデータチェックを完了することができましたので、「5月13日（水）から」としていましたが特別定額給付金の振込開始日を前倒しし、「5月11日（月）から」と変更します。

また、申請書発送開始日については、これまで「5月11日（月）から順次」とご案内していましたが、申請書等の準備が整いましたため、こちらについても前倒しし、「5月10日（日）午後3時30分から」郵便局への配送を開始します。

- (2) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制拡充について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金等推進室においては、4月22日（水）の室設置以来、給付作業に係る準備を進めてまいりましたが、申請書の発送の準備の最終段階に入っており、発送直前まで「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」等の事務処理を行ったうえで、5月10日（日）午後3時30分から、郵便局への配送を開始します。

5月11日（月）以降は、申請書が到着次第、開封整理担当、内容点検担当、不備申請書の調査・追跡担当、申請書発送及び戻り申請書の調査・

追跡担当、データ入力担当、支払い担当、広報・相談担当における実際の給付作業を開始します。

このことから、市民の皆様への給付金の振込を可能な限り迅速かつ的確に行うために、当該給付作業の体制を強化し、5月11日（月）から各作業担当の現場責任者として、計15名の職員を、また、各担当として最大130名の職員を配置することとします。

- （3）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口の設置について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金に係るご相談は、現在、危機管理部所管の「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」で受け付けていますが、5月11日（月）から、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室所管の「新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口」で受付を行うこととします。

- （4）市休止施設の再開に関する基本的な対応方針について協議（税務・財産管理担当）

本市は、5月4日の国の緊急事態宣言の延長や基本的対処方針の変更を受けて、翌5日に開催した津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）において、現在休止又は一部休止している市の公共施設（5月7日現在507施設、（以下「休止施設」という。））について、基本的な感染症対策の徹底を前提に、休止施設の休止期間を短縮する方向で検討を始めることを決定し、後刻、三重県から「三重県緊急事態措置 Ver. 2」及び「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」が発出されました。

そこで、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」等の趣旨を踏まえ、本市の休止施設の再開に関する基本的な対応方針を定めることとします。

- ア 休止施設の再開の是非を検討するための「三重県緊急事態措置 Ver. 2」等のポイント

4月末時点の県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来していることや、「特定警戒都道府県」など感染が多数確認されている府県に隣接している県の状況にかんがみ、県境を越える移動の自粛への協力が求められる一方で、県内における移動の自粛は、基本的には行わないこととされています。

また、施設の休業要請については、これまでクラスターの発生が確認

されておりクラスター発生の危険性が高い施設や、三つの「密」が重なるなど感染拡大のおそれが高い施設については、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく休業要請を行うこととし、一方、それ以外の施設については、特措法に基づく休業要請は行わないとした上で、適切な感染防止対策の徹底と県外からの訪問客の利用自粛対策への協力が求められています。

これらのポイントを踏まえ、休止施設の再開に関する基本的な対応方針は、次のとおりとします。

イ 特措法に基づく休止要請対象施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」における特措法に基づく休止要請対象施設（スポーツクラブなどの運動施設（面積要件無し）、並びに音楽教室（主に発声を伴うもの）及びカラオケ教室（いずれも床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）の機能を有する施設（貸館を含む。）並びに温泉施設（床面積の合計が1,000㎡を超えるもの））について、当該休止要請がクラスター発生など感染拡大の危険性が高い施設であることを考慮してなされるものであることを踏まえ、再開の対象とはせず、5月31日まで休止することとします。ただし、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

ウ 特措法によらない協力依頼対象施設その他の施設の対応方針

（ア）特措法によらない協力依頼対象施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」における特措法によらない協力依頼対象施設（音楽教室（主に発声を伴うもの）及びカラオケ教室）の機能を有する施設（貸館を含む。）で、床面積の合計が100㎡を超え1,000㎡以下のものについては、当該協力要請が特措法の休止要請の趣旨に基づきなされるものであることを踏まえ、再開の対象とはせず、5月31日まで休止することとします。ただし、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとし

ます。

なお、床面積の合計が100㎡以下のもの（温泉施設内のサウナを含む。）についても、「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」において自粛を求められていることから、同様に扱うこととします。

（イ）その他の施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 Ver. 2」において、県境を越える移動の自粛への協力が求められる一方で、県内における移動の自粛は、基本的には行わないこととされていることから、休止施設の再開に向けた対応に当たっては、次の【再開の前提条件とする対策】を講じることとし、かつ、その対策の効果が十分に発揮できることが見込まれ、当該施設のご利用者が安心・安全にご利用いただけること及び当該施設の周辺にお住いの住民に不安を抱かせることがないと判断した場合は、休止施設を再開するものとします。

また、再開しないことを判断した場合においては、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

なお、市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに市立幼保連携型認定こども園（1号認定こども）については、市教育委員会の判断によることとし、また、図書館等県においても同種の施設を運営している場合は、県における対応を勘案して判断することとします。

さらに、施設の再開後において、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」における「緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標」に掲げる状況に至るなど、三重県緊急事態措置が強化されたことに伴い、休止要請等がなされた場合は、市民生活への影響を考慮したうえで、施設を休止し、その場合の休止期間については、基本的に当該休業要請等に応じた期間とします。ただし、次に掲げる場合については、その必要な部分につき日常的な感染症対策を更に徹底したうえで、使用を継続します。

- ・ 市民生活を支えるうえで必要な業務を行っている場合
- ・ 子どもの居場所づくりのために必要な場合

- ・ 公共的団体等の事務所等当該団体の業務を継続するうえで必要な場合
- ・ 避難所（福祉避難所を含む。）に指定されている施設につき避難所として開設された場合

【再開の前提条件とする対策】

- ・ 政府専門家会議から、新型コロナウイルス感染症との戦いは、長丁場が予想され、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るうえで、「新しい生活様式」の実践の必要性が示されていることをかんがみ、「新しい生活様式」の実践例や「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」【別表 1】に掲げる感染症対策の具体的な取組例を踏まえた適切な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 県内における感染者の感染経路の 9 割以上が県外に由来していることや、特定警戒都道府県など感染が多数確認されている府県に隣接している県の状況にかんがみ、「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」【別表 2】に掲げる具体的な取組例を踏まえた県外からのご利用を自粛していただくための対策を講じること。ただし、施設の特性として県外からのご利用がない施設の場合は、この限りではありません。

エ 本対応方針に基づく今後の対応

各所管においては、休止施設の再開を望む市民の声を鑑み、本対応方針に基づき、早急に再開の是非を判断し、再開することを判断した施設については、適宜周知期間を設けたうえ、順次再開することとします。

オ 市民への情報提供

再開することを判断した施設の情報（施設名、再開時期等）については、日々、財産管理課において取りまとめたうえ、市ホームページ等により公表しますので、再開判断後、速やかに財産管理課まで報告をお願いします。

報告事項

3 報告事項

- (1) 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」の申出について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

配偶者からの暴力を理由とした避難事例の申請については、4月24日（金）から4月30日（木）までを申出期間とし、5月1日（金）から本日5月8日（金）までを自治体間で情報を共有する全国統一の調整期間としていましたが、特段の配慮が必要であることから、4月30日（木）以降も相談を受け付けています。

- (2) ゴールデンウィーク期間中の事業者向け相談窓口の対応結果について報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える資金繰りをはじめとした不安を解消するため、市内各金融機関が開設する休日相談窓口と連携し、令和2年5月2日（土）から5月6日（水・祝）までの日程で、各日とも午前10時から午後4時まで、津リージョンプラザ1階ロビーにおいて「事業者向け特設窓口」を開設し、各日8名の職員が対応しました。

この期間中には、合計127件の相談等があり、そのうち、「セーフティネット保証」に係る認定について40件の申請があり、認定書の受け取りが29件、認定に係る相談が18件ありました。こちらは、令和2年5月1日（金）から取り扱いが開始された、民間金融機関においても、無利子無担保で融資を受けることができる「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」の認定にも使えることから、多くの申請・相談があったものです。その他の相談内容としては、国の持続化給付金に関することが22件、その他支援制度全般に関すること等が18件でした。

- (3) 同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について報告（危機管理部）

5月2日（土）から5月6日（水）までのゴールデンウィーク期間中、毎日午前10時に市同報系防災行政無線を活用し、市内全域に市民の皆様へ向けた、不要不急の外出の自粛を呼びかけました。

(4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、5月7日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く17日間で1,441件の相談がありました。

昨日の連休明け7日の相談件数は、1日で220件であり、その内、主な相談内容は、特別定額給付金に関する相談が174件で、約80%を占めています。

なお、5月11日（月）から特別定額給付金に係る相談は、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の専用相談窓口（電話番号059-229-3574）に移行することとします。

また、昨日は当案内窓口で完結した相談が174件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が46件でした。

これ以外に事業者向け相談窓口では、5月7日（木）までに802件の相談を受け付けました。

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2

概要

1. 措置を実施する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2. 措置の対象とする区域

三重県全域

3. 実施する措置の内容

1 感染防止対策徹底のお願い

① 外出自粛の徹底

- ・県境を越える移動の自粛 ⇒ これまで以上に徹底を
- ・県内における移動の自粛

⇒ 外出する場合、「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』の回避、人との距離の確保」等について十分に注意

その上で、県内における外出については移動自粛を行わない

- ・遊興施設等への外出の自粛
- ・海外への渡航の自粛等 ⇒ 帰国延期等の対応

② 県外の方へのお願い

- ・県内感染者の9割以上が県外由来であることをふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省など）は自粛を依頼

③ 衛生管理と体調管理の徹底

④ 三つの『密』の回避、人との距離の確保

⑤ 「新しい生活様式」と「人との接触を8割減らす10のポイント」の実践

- ・一人ひとりが行動を見直し、感染症に強い生活様式を身に付ける必要

2 企業等へのお願い

① 感染防止対策の徹底

- ・多くの人が集まる施設については、入場者数の制限や会計待ちの際の距離の確保、人が触れる場所の定期的な消毒の徹底、パーティション設置等の対策を依頼

② 県外からの訪問客の受入れ、県外への出張等の自粛

- ・県外からの訪問客の受入れは自粛を依頼
- ・県外の出張は控え、オンラインツールの活用を依頼

③ 在宅勤務等の積極的な活用

④ 休暇等への配慮

3 イベント開催自粛のお願い

- ・クラスター発生の恐れがあるイベント、三つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・県内の感染状況をふまえ、「比較的少人数」で、「県外からの参加者が見込まれない」イベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催可能

4 事実に基づく冷静な対応のお願い

① 人権への配慮等

- ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと 感染は誰にでも、自身や家族にも起こりうること
- ・やむを得ない事情により県内に来られる方等に対する偏見、差別の禁止

② 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

- ・SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

5 休業要請等へのご協力をお願い

- 特措法第24条第9項に基づき、一部の施設管理者に対し、施設の使用停止を要請
- 宿泊予約の延期依頼について協力を要請
- 県外からの訪問客の受入自粛の協力を依頼

① 休止を要請する施設

遊興施設等（ライブハウス等）、運動・遊技施設（スポーツクラブ、パチンコ店等）、学習塾等（音楽教室等）、商業施設（サウナ等）
※ 下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

② 県外からの訪問客の受入自粛の協力依頼を行う施設

- ・遊興施設等、学習塾等、運動・遊技施設等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設、生活必需品販売施設、食事提供施設等
- ・遊漁船、釣り堀、浜洲休憩所、キャンプ場、自然体験施設等（例年県外から多数の方が訪れる観光施設）

6 緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標

- ・PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染者、感染経路不明者等の指標でモニタリングを行い、一定の水準を超えた場合には、緊急事態措置の強化を検討

新型コロナウイルスの感染拡大から三重を守るためには、引き続き皆様のご協力が必要です。

新型コロナウイルス感染症

拡大阻止に向けた

「三重県緊急事態措置」

休業協力要請について ver.2

令和2年5月5日

三 重 県

【別表 1】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
三つの『密』 (密閉・密集・密接)の防止	・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける) ・人と人との距離を適切にとる(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を活用) ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) ・長時間の密集を避ける(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底 ・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底 ・店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成するなどし、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、今回休業を要請する施設におかれましても、事業再開に向けては必ず必要となりますので、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインの作成を進めていただくようお願いいたします。

【別表2】県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策へのご協力について

4月末時点で、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来するものであることをふまえ、緊急事態措置期間中においては、県内全域において、県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策についてご協力をお願いします。

なお、生活の維持に必要な理由で施設を利用する県外の方まで対象とするものではありません。

1. 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信

施設の入口や店内、施設駐車場への貼り紙掲示、ホームページへやSNSへの掲載等、県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信を行ってください。

2. 予約等への対応について

新たな生活様式の実践として、利用者による混雑等の「密」を避けるため、予約制や会員登録制の導入について積極的にご検討ください。

予約や登録を受け付ける際は、利用者の居住県をご確認いただくとともに、県外からの予約や登録については、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請してください。

すでに予約を受け付けている利用者については、再度、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請するとともに、予約の延期を要請してください。

3. 県外からの訪問客の確認等

もとより県外からの訪問客が多い施設にあっては、可能な限り、施設入店時の居住県確認、県外からと思われる訪問客への声掛け・定期的な駐車場巡回等により、県外からの訪問客に対し注意喚起を行っていただくとともに、三重県の方針として緊急事態措置期間中の入店を控えていただいている旨をお伝えいただくようお願いします。

ただし、県外ナンバーの車での訪問客であっても、県内居住者である場合もあり得ることから、一律、県外ナンバーの車であるから受入れできないということではないので、ご注意ください。

4. 施設利用者がイベント等の主催者となる場合の対応について

運動施設や集会施設等、貸施設の管理者においては、施設利用者が主催するイベント等の参加者の中に県外からの利用者が含まれないよう、主催者に要請していただくとともに、参加者に県外からの利用者が含まれていることが判明した場合は、利用中止を求めていただくなどの対応をお願いします。

【参考】貼り紙のイメージ例

緊急事態措置期間中

県外からの訪問客のご利用はご遠慮 または延期をお願いしています。

いつもご利用ありがとうございます。
三重県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止に向けて、緊急事態措置期間中（5/7～5/31）、県外からの訪問客のご利用はご遠慮または延期をお願いしています。
早期の終息をめざし、どうか今だけは、三重県への訪問をお控えいただきますよう、お願いします。

〇〇商店



三重県

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数

令和2年5月7日 17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月 9日（木）	16	2	16	0	34
4月10日（金）	25	2	39	0	66
4月13日（月）	26	0	48	1	75
4月14日（火）	25	1	30	0	56
4月15日（水）	21	2	23	2	48
4月16日（木）	17	1	20	0	38
4月17日（金）	12	0	23	0	35
4月20日（月）	25	4	47	0	76
4月21日（火）	14	1	54	0	69
4月22日（水）	20	3	39	0	62
4月23日（木）	5	0	53	1	59
4月24日（金）	21	0	58	2	81
4月27日（月）	43	0	95	0	138
4月28日（火）	37	2	60	4	103
4月30日（木）	34	3	103	0	140
5月1日（金）	33	2	105	1	141
5月7日（木）	47	5	156	12	220
合 計	421	28	969	23	1,441

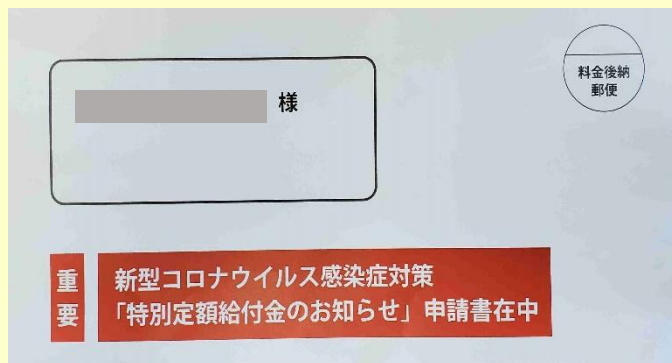
②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓口	電話	小計
4月合計	458	145	603
5月1日（金）	23	9	32
5月2日（土）	38	9	47
5月3日（日）	32	4	36
5月4日（月・祝）	18	3	21
5月5日（火・祝）	12	2	14
5月6日（水・祝）	7	2	9
5月7日（木）	30	10	40
5月合計	160	39	199
合 計	618	184	802

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金

郵送申請の申請書⇒5月10日から発送開始
オンライン申請受付分⇒5月11日から振込開始
給付事務⇒最大157名体制へ

～ 郵送申請 ～



津市から送付される申請書在中の封筒



～ オンライン申請 ～

お持ちのマイナンバーカード

令和2年5月8日

特別定額給付金の申請方法

申請方法は以下の2つから選択



郵送申請方式

津市から申請書を送付しますので、
同封の返信封筒に、以下の①～③
すべての書類を入れ、返送してください

- ①申請書
- ②本人確認書類
- ③振込先口座確認書類

オンライン申請方式

マイナポータルから振込先口座を
入力した上で、振込先口座の確認書類を
アップロードし、電子申請を行ってください

**5月1日から
マイナポータルで
申請開始！**

郵送申請方式① 津市から申請書を送付します

申請書は世帯主のお手元に届きます

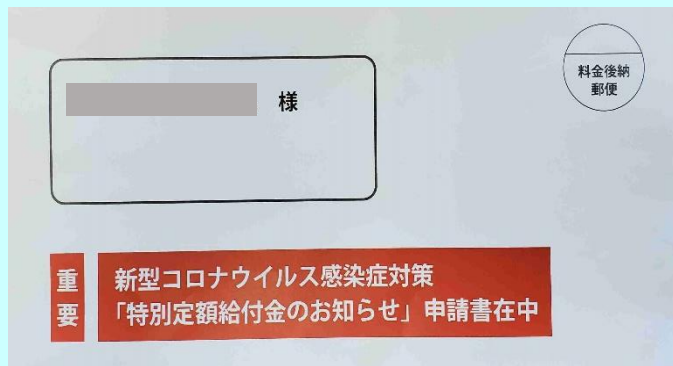
- ☑ ~~5月11日(月)から順次発送します~~ **5月10日(日)から**
- ☑ お手元に届き次第、同封の記入例等を参考のうえ、お早めに申請手続きをお願いします
- ☑ 5月25日(月)までに申請書が届かない場合は、特別定額給付金等推進室までお問い合わせください
- ☑ **申請期限は、8月12日(水)までとなります**

特別定額給付金等推進室 059-229-3574

郵送申請方式② 3つの書類を返送してください

①申請書

申請書は世帯主の方に届き、
世帯の構成員分を一括して
申請していただきます



- ✓ 申請書在中の封筒が届きます
- ✓ 封筒を開封し、申請書に印字されているデータを確認してください
- ✓ **迅速に、確実にお届けするため、振込先口座を間違いなくご記入ください**

②本人確認書類

簡単に、間違いなく申請書類
をご用意いただくために、
**公的身分証明書の写し
(写真なしOK)1枚**とします

- ✓ 運転免許証
- ✓ マイナンバーカード
(通知カードは不可)
- ✓ 旅券(パスポート)
- ✓ 国民健康保険
- ✓ 国民年金手帳
- ✓ 身体障害者手帳
- ✓ 療育手帳
- ✓ 在留カード
- ✓ 船員手帳
- ✓ 生活保護受給者証
- ✓ 宅地建物取引士証

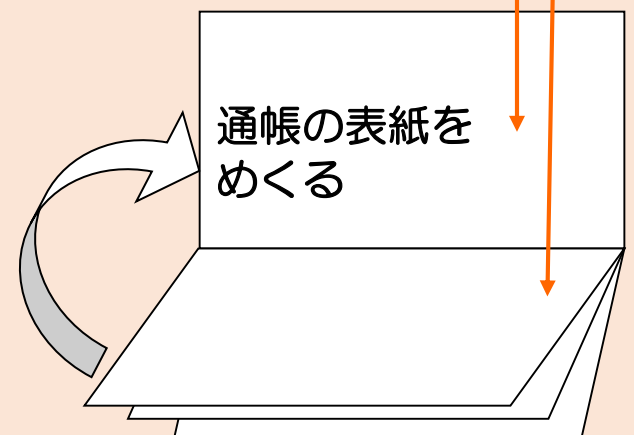
など

③振込先口座確認書類

通帳、または、キャッシュカード
などの写し(金融機関名、本・
支店名、口座の種類、口座番
号、口座名義人が分かるもの)

口座名義人の
読み仮名が
記載されています

こちらのページ

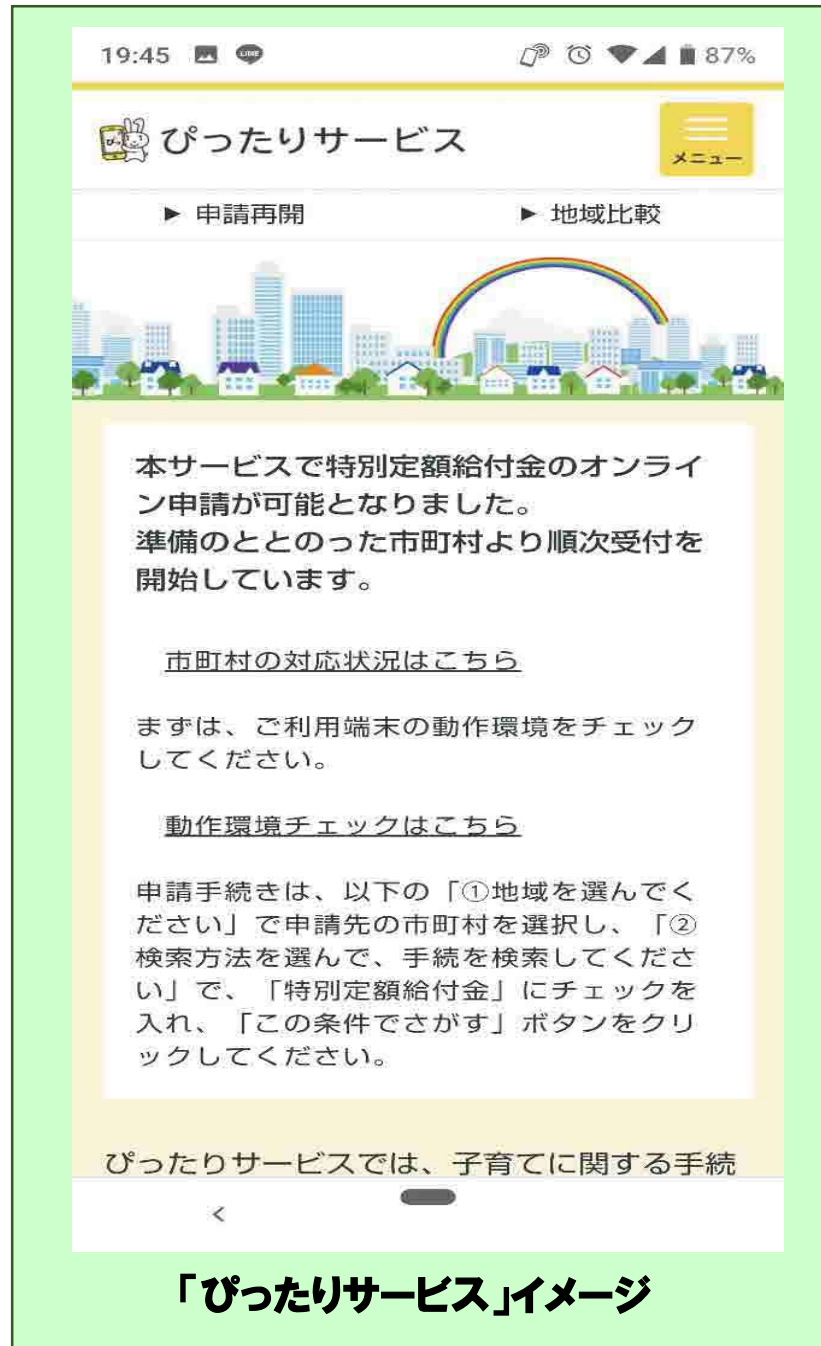


オンライン申請方式① マイナポータルから申請します

5月1日、政府が運営するオンラインサービス・マイナポータルの「ぴったりサービス」に特別定額給付金の申請画面が設置されました

- ①マイナポータルの「ぴったりサービス」にアクセス
- ②「地域を選んでください」で“津市”を選択
- ③「特別定額給付金の申請」を選択
- ④連絡先、給付対象者情報などを入力
- ⑤振込先口座を入力し、添付書類を登録
- ⑥マイナンバーカードによる電子署名を実施

マイナンバーカードをお持ちの方は、
オンラインでの申請が可能です



オンライン申請方式② オンラインでの申請状況

5/1(オンライン申請開始)から
5/7 16時までの申請件数

1,224件

郵送申請方式では、市が基準日である4月27日時点の住民基本台帳データに基づき作成した申請書を使用するが、
**オンライン申請方式では、市の作成した申請書を使用せず、
申請者自身がすべての項目を入力するため**

市において入力項目すべての確認を行う必要あり

入力誤りや不備なし

振込準備完了

入力誤りや不備あり

本日から郵送にて連絡

申請書送付までのスケジュール

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別給付金関係事務処理

○事前申出期間 令和2年4月24日(金)～4月30日(木)

○全国の市町村間の連絡調整期間

令和2年5月1日(金)～5月8日(金)

申請書発送直前まで事務処理を行います

事前申出期間は、4月30日で締め切りとなり、全国の市町村間の連絡調整期間も本日終了しますが、**特段の配慮が必要であることから、引き続きご相談を受け付けます。**



新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室へ

給付金振込までのスケジュール

世帯主

①特別定額給付金申請書送付

5月11日から順次発送

5月10日

②郵送申請方式 もしくは
オンライン申請方式で申請

市

③申請書類確認後、指定の銀行口座等に振込

5月13日から振込開始

5月11日

オンライン申請受付分で
入力誤り・不備なし分は、

5月11日(月曜日)
に前倒して振込開始

給付事務を最大157名体制へ

4月22日(水)

新型コロナウイルス感染症
特別定額給付金等推進室を設置

12名

5月11日(月)

特別定額給付金の給付作業に係る各業務
担当の **現場責任者** に辞令発令

15名

開封整理
担当

内容点検
担当

データ入力
担当

支払い
担当

広報・相談
担当

不備申請書
調査・追跡担当

申請書発送及び戻り
申請書 調査・追跡担当

最大
130名

最大157名体制で、迅速かつ的確にみなさんにお届けします

給付金に係る相談窓口が変わります

5月8日まで

津市新型コロナウイルス感染症
市民生活相談案内窓口

059-229-3576



市民の皆様から関心の高い
給付金に関する相談は、専門の窓口を
設置し、迅速かつ適切に対応

引き続き、新型コロナウイルス
感染症に関する予防や、
行動に関する疑問、支援策などの
ご相談にお答えします

5月11日から

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室
給付金専用相談窓口

059-229-3574

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から

令和2年度 津まつり/安濃津よさこい 中止の決定



令和2年5月8日

津まつりの概要

現代
文化

観客数

平成29年	約 271,000人
平成30年	約 273,500人
令和元年	約 232,000人

融合

約380余年の歴史!!

伝統

安濃津よさこい

新しい風



これまでに22回開催!!

平成29年	65チーム/3,354人
平成30年	65チーム/3,162人
令和元年	62チーム/3,763人

津まつり

毎年10月に開催
主催:津まつり実行委員会



安濃津丸一日船長
(昨年:磯野貴理子)

郷土芸能

伝統ある文化



県指定無形民俗文化財
分部町唐人踊り

伝統と現代文化が融合した津市を代表する一大イベント

中止決定 の理由

当初開催予定日
10月10日(土)
10月11日(日)

5月7日(木) 津まつり実行委員会総会で中止決定

※総会后、安濃津よさこい組織委員会においても中止決定

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大

感染者が増加しており、終息が見通せない状況

●開催に向けた準備

感染拡大の影響で各種準備(参加者・出店募集、演舞練習など)ができない

●財源(協賛金)の確保

協賛金を集められない経済情勢

「安心・安全」を最優先し中止を決定

津まつり実行委員会/安濃津よさこい組織委員会

令和3年度 津まつり/第23回安濃津よさこい

10月9日[土], 10日[日]

開催決定!!

※8日[金]前夜祭



友好都市 中国鎮江市から マスクの寄贈



令和2年5月8日

友好都市鎮江市との関係について

○ 鎮江市との交流の経緯

津市と鎮江市は、1984(昭和59)年に友好都市提携を結び、昨年令和元年度に提携35周年を迎えた。

○ これまでの交流事業

- ・ 津市代表訪中団や友好訪中市民団の派遣
- ・ 鎮江市政府代表団や各界からの訪問団の受け入れ
- ・ 「江蘇大学友好訪日団」等の青少年派遣団の受け入れ

長きにわたる交流の中で、様々な場面において互いの市を思いやる関係を構築してきた。

津市から鎮江市への支援

○ 鎮江市からの依頼

1月29日に、鎮江市内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されたことにより、更なる医療用マスクの不足が見込まれることから、マスク流通ルートを紹介について協力依頼があった。

○ 津市の対応

流通ルートを紹介については、既に日本でもマスクの流通自体が不十分な状況であることを説明、連絡し、津市長から鎮江市長宛に、2月7日付けで、鎮江市の状況が一刻も早く沈静化することを祈念したお見舞状を送付した。

○ 津市国際交流協会からの支援

市民団の派遣等で交流の深い民間団体である津市国際交流協会（会長 山口久彦）においては、会員から集めた義援金（72,452円）を、3月に鎮江市へ送付した。

鎮江市人民政府市長
張景飛 先生

拝啓 このたびの新型コロナウイルスの感染拡大により、貴市にも新型コロナウイルスに罹患された市民の方がおられるとの御報告に、大変心を痛めております。

また、昼夜の別なく市民の皆様様の安全確保への対応に努められている張景飛市長をはじめ、職員の皆様様の御尽力に敬意を表します。

鎮江市人民政府の皆様におかれましては、総力をあげて事態の収束に努められていることと存じますが、友好都市津市からも、貴市での状況が一日も早く沈静化されますようお祈りしております。

敬具

二〇二〇年二月吉日

津市長

前葉泰幸

鎮江市から津市への支援

○ 鎮江市からのマスク寄贈の申し出

3月25日、鎮江市より津市長からのお見舞状や津市国際交流協会からの支援に対する返礼としてマスク寄贈の申し出をいただく。

※ 鎮江市では、これまで累計で12名の発症者が報告されたが、現在は新規の感染者の報告もなく、市内は落ち着きを取り戻し、経済活動も再開されてきている。

○ 寄贈されたマスクの内容

鎮江市が手配した、医療用サージカルマスク 30,000枚が、航空便にて4月30日津市に到着



鎮江市人民政府

致日本国津市市長的信

尊敬の前叶泰幸市長先生：

听闻近期新冠肺炎疫情在日本有所扩大，部分都府县从7日起进入紧急状态，国民生产和生活都受到一定影响，我对此感同身受。我想此时，市长先生一定是带领工作人员，奋战在防疫第一线，全力保护广大市民的安全。在此，我想向市长先生与诸位工作人员表达最诚挚的敬意！

疫灾无情人有情，患难之中见真情！我们永远不会忘记，我市出现疫情之后，市长先生和很多津市的朋友以来慰问鼓励信函、捐款捐物等形式支持我市抗击新冠肺炎疫情，帮助我市度过难关。现在，我市已经一个多月没有新增病例，各行各业有序复工复产，社会经济发展逐步恢复正常。

山川异域，风月同天。团结合作是人类战胜新冠病毒最有力的武器。我们衷心祝愿日本早日战胜疫情！我市319万人民愿与津市人民一起，携手抗疫、共克时艰。为此，我以镇江市政府和全体市民的名义，向贵市捐赠3万个医用外科口罩，希望能为贵市抗击疫情助绵薄之力。

希望待疫情过后，能够进一步开展与贵市的友好交流合作，弥补因疫情导致的缺憾。欢迎您和津市各界人士到访镇江，巩固友谊、深化合作。

祝您身体健康、事业顺利、阖家幸福！

镇江市市长

二〇二〇年四月八日 于镇江

鎮江市長からの
マスク寄贈を伝える親書

マスクの活用方法について

○ 配布先について

寄贈される、30,000枚のマスクは、新型コロナウイルス感染症への対応を最前線で行っていただいている、医療従事者の方に活用していただくため、下記の団体へ配布します。

- ・ 津地区医師会
 - ・ 久居・一志地区医師会
 - ・ 津歯科医師会
 - ・ 津薬剤師会
 - ・ 救急医療機関
 - ・ 地域包括支援センター
- 25,000枚
- 5,000枚



○ 友好都市 鎮江市の皆様へ

35年にわたる、友好都市交流により育まれた鎮江市との強い絆を改めて実感し、その深い友情とお気遣いに対し津市民を代表して、鎮江市319万人の皆様に感謝いたします。